

防災計画許可申請書

年 月 日

島根県芸術文化センター
防火管理者 田原 維子 様

申請者（主催者）
住所 〒
代表者氏名
連絡先

印

催物を開催するにあたり、島根県芸術文化センター消防計画第11条に定める事項に沿って、下記のとおり申請します。

催物概要	催物名称				
	開催場所				
	開催期間	月 日（曜日）から 月 日（曜日）まで 時 分から 時 分まで			
	予定入場者数				
監視体制	責任者	(電話)			
避難誘導体制	責任者	(電話)			
	誘導方法	別紙に誘導員・危険物・消火器などを防災計画図面に記入してください。			
特別な行為を行なう場合、○印を記入してください。	○印	内容			場所・数量
		喫煙所の変更（灰皿の移動など）※建物内禁煙			
		裸火の使用（ロウソク・たばこなど）			
		スモークマシンの使用			
		危険物・可燃物品の使用（鉄砲・火薬など）			
		火気使用設備の設置・変更（ガスコンロなど）			
		大量の大道具・小道具等の持ち込み			
		改修・模様替え（パーティションの仕切りなど）			
		取扱責任者	責任者		
		消火体制	責任者		
	消火方法				
誘導灯消灯希望	有 ・ 無	理由：			
※許可欄	館長	防火管理者	総務広報課長	舞台技術振興課長	課員
※許可の条件					

備考1 別紙平面図に防災計画（監視体制、避難誘導体制、消火体制）を朱記してください。

- ※監視体制：舞台上に1名以上配置 ▲
- ※避難誘導体制：各扉に1名以上、ホワイエに2名以上配置 ●
- ※消火体制：舞台上に1名以上配置 ■

2 申請者は防火管理者が申請内容を消防署の許可が必要と判断した場合には、本書の写し（2部）を益田広域消防署予防係（TEL 31-0240）に提出し、許可を得てください。

3 ※印には記入しないでください。

＜参考：島根県芸術文化センター消防計画第11条＞

（防火管理者への連絡事項等）

第11条 次の事項を行うものは、防火管理者へ事前に連絡し、火災予防上必要な指示を受けるものとする。

- (1) 喫煙所を新設または変更するとき
- (2) 舞台等において、裸火またはスモークマシン等の煙火類を使用するとき
- (3) ホワイエ等に臨時に売店を開設するとき
- (4) 指定された場所以外に多量の大道具をおよび小道具等の舞台備品を持ち込むとき
- (5) 火気使用設備を設置または変更するとき
- (6) 危険物または可燃物品を取り扱うとき
- (7) 改修・模様替えの工事

2 大ホール及び小ホールに観客を入场させる催い物を行う者は、次の事項について報告すること

- (1) 催物内容及び規模等の概要
- (2) 予想入場人員
- (3) 火気等を使用する場合、火気取り扱い責任者
- (4) 喫煙管理及び火気管理の徹底方法
- (5) 火災等の災害時における観客及び出演者の避難誘導員
- (6) その他防火管理者が指示した事項

＜参考：防災計画図面＞

